

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会
役員・評議員・委員会委員報酬等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 18 条の定めにより選任された役員、第 6 条の定めにより選任された評議員、第 33 条の定めにより、選任された部会委員及び委員会委員の報酬等の支給について必要な事項を定める。

（報酬）

第 2 条 報酬は、次の各号に掲げる役員が、当該各号の業務に従事したときに、別表 1 により支給する。

- （１） 会長・常務理事 法人運営の業務を行ったとき
- （２） 監事 監査業務を行ったとき

（費用弁償）

第 3 条 費用弁償は、第 1 条の副会長・理事・監事・評議員・各委員会委員が次の各号の業務に従事したときに、別表 2 により支給する。

- （１） 会議に出席したとき
- （２） 会長が必要と認めた職務にあたったとき

2 交通費の実費が前項の別表 2 を超えるときには、本会規程第 16 号旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は支給しない。

（業務の報酬）

第 4 条 本会規程第 13 号・14 号・15 号で、役員、評議員、委員会委員を兼ねている者には、報酬を支給しない。

（町外の旅費）

第 5 条 定款第 18 条の役員、第 6 条の評議員、第 33 条の部会委員及び委員会委員が、法人の業務のために町外に旅行したときは、本会規程第 16 号旅費規程に準ずるものとする。

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 14 年 1 月 20 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 6 月 1 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成29年 1月29日一部改正（ただし、平成29年1月1日から施行する。）

平成29年 6月25日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

令和 5年 6月30日一部改正（ただし、令和5年4月1日から施行する。）

令和 7年10月22日一部改正（ただし、令和7年7月1日から施行する。）

別表1 報酬の額

会 長	月額	100,000円
常務理事	月額	120,000円
監 事	日額	5,000円

別表2 費用弁償の額

日 額	3,000円
-----	--------